

体育センター使用料

			昼間	夜間	全日
			午前9時～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～ 午後9時
			1時間ごとに	1時間ごとに	
体操場	専用使用 入場料を徴収 しない場合	使用料	480	720	5,400
		照明加算	780	780	7,800
	入場料を徴収 する場合	使用料	4,800	7,200	54,000
		照明加算	4,500	4,500	45,000
	部分使用(2分の1又は6分の1に限って使用する場合)		専用使用の場合の各区分金額の2分の1又は6分の1の額		
格技室	使用料	240	300	3,000	
	照明加算	500	500	5,000	
多目的室	使用料	240	300	3,000	
	照明加算	480	480	4,800	
談話室		1時間につき 200			
温水シャワー室		1人1回につき 100 (有料施設を使用しない場合に限る)			
<p>備 考</p> <p>(1) 1時間に満たない時間は、1時間とする。</p> <p>(2) 使用時間は、準備、後片付けを含んだ時間とする。</p> <p>(3) 表に掲げる時間帯以外に使用する場合は、午前9時以前は昼間分の額を、午後9時以降は夜間分の額を徴収する。</p> <p>(4) 本市の住民以外の者が使用する場合は、上記使用料(照明加算を含む。)の倍額を徴収する。ただし、温水シャワー室の使用料を除く。</p> <p>(5) 高校生以下の者が使用する場合は、上記使用料(照明加算を含む。)の2分の1の額を徴収する。ただし、温水シャワー室の使用料を除く。</p> <p>(6) 入場料金等を徴収する場合は、上記使用料(照明加算を含む。)に最高入場料金等(税込み)の30人分に相当する額を加算する。</p> <p>(7) 談話室を使用する場合において冷暖房機を使用する場合は、1時間につき300円を加算する。</p> <p>(8) 上記で計算した使用料に10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとする。</p>					

詳しい料金については、直接、体育センターまでお尋ねください。
(TEL0865-63-1031)